

目	次	ページ
公 告		
予算の要領について（平成 22 年度補正予算）	1
（平成 22 年度一般会計補正予算（第 1 号））	1
（平成 22 年度職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号））	2
（平成 22 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号））	3
（平成 22 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号））	4
（平成 22 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号））	4
（平成 22 年度交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号））	5
予算の要領について（平成 23 年度予算）	6
（平成 23 年度一般会計予算）	6
（平成 23 年度職員退職手当支給事業特別会計予算）	8
（平成 23 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算）	9
（平成 23 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計予算）	10
（平成 23 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算）	11
（平成 23 年度交通災害共済事業特別会計予算）	12

公 告

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、平成 23 年 2 月 25 日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された平成 22 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）、平成 22 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 22 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 22 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 22 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号）及び平成 22 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領を次のとおり公表する。

平成 23 年 3 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

平成 22 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

平成 22 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 14,130 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 485,435 千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		212,309	△51,426	160,883
	2 基金繰入金	134,200	△51,426	82,774
6 繰越金		8,681	37,296	45,977
	1 繰越金	8,681	37,296	45,977
歳入合計		499,565	△14,130	485,435

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		444,310	△38,598	405,712
	1 総務管理費	443,966	△38,598	405,368
4 積立金		1,900	14,100	16,000
	1 基金積立金	1,900	14,100	16,000
5 予備費		3,001	10,368	13,369
	1 予備費	3,001	10,368	13,369
歳出合計		499,565	△14,130	485,435

平成22年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第1号）
平成22年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 321,099 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,425,660 千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		7,452,760	827,961	8,280,721
	1 負担金	7,452,760	827,961	8,280,721
2 財産収入		142,887	23,702	166,589
	1 財産運用収入	142,886	23,702	166,588

3 繰入金		4,486,547	△622,196	3,864,351
	1 基金繰入金	4,486,547	△622,196	3,864,351
4 繰越金		1	88,127	88,128
	1 繰越金	1	88,127	88,128
5 諸収入		22,366	3,505	25,871
	2 預金利子	2,961	3,505	6,466
歳入合計		12,104,561	321,099	12,425,660

2 歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		11,858,675	253,332	12,112,007
	1 退職手当事業費	11,833,264	253,332	12,086,596
2 積立金		142,886	67,767	210,653
	1 基金積立金	142,886	67,767	210,653
歳出合計		12,104,561	321,099	12,425,660

平成 22 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算
(第 1 号)

平成 22 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,614 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,503 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		747	359	1,106
	1 財産運用収入	747	359	1,106
3 繰入金		1	4,999	5,000
	1 基金繰入金	1	4,999	5,000
4 繰越金		1	5,256	5,257
	1 繰越金	1	5,256	5,257
歳入合計		9,889	10,614	20,503

2 歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		9,142	7,555	16,697
	1 非常勤職員公務災害補償等事業費	7,999	7,555	15,554

2 積立金		747	3,059	3,806
	1 基金積立金	747	3,059	3,806
歳出合計		9,889	10,614	20,503

平成 22 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算
(第 1 号)

平成 22 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算(第 1 号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16,941 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,712,322 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		10,833	474	11,307
	1 財産運用収入	10,832	474	11,306
5 繰越金		1	16,467	16,468
	1 繰越金	1	16,467	16,468
歳入合計		1,695,381	16,941	1,712,322

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		10,832	16,941	27,773
	1 基金積立金	10,832	16,941	27,773
歳出合計		1,695,381	16,941	1,712,322

平成 22 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算
(第 1 号)

平成 22 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算(第 1 号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,214 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,797 千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		10,673	495	11,168
	1 財産運用収入	10,672	495	11,167
4 繰越金		1	719	720
	1 繰越金	1	719	720
歳入合計		41,583	1,214	42,797

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		10,672	1,214	11,886
	1 基金積立金	10,672	1,214	11,886
歳出合計		41,583	1,214	42,797

平成22年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
平成22年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,802千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,409,264千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 会費収入		634,000	8,100	642,100
	1 会費収入	634,000	8,100	642,100
2 財産収入		57,318	2,215	59,533
	1 財産運用収入	57,317	2,215	59,532
3 繰入金		675,140	△74,115	601,025
	1 基金繰入金	675,140	△74,115	601,025
4 繰越金		1	106,407	106,408
	1 繰越金	1	106,407	106,408
5 諸収入		3	195	198
	1 預金利子	1	195	196
歳入合計		1,366,462	42,802	1,409,264

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		728,545	△23,735	704,810
	1 交通災害共済事業費	694,905	△23,735	671,170
2 積 立 金		637,317	66,537	703,854
	1 基金積立金	637,317	66,537	703,854
歳 出 合 計		1,366,462	42,802	1,409,264

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成23年2月25日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された平成23年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算、平成23年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算、平成23年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算、平成23年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算、平成23年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算及び平成23年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算の要領を次のとおり公表する。

平成23年3月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

平成23年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算

平成23年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ390,576千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		51,026
	1 負担金	51,026
2 交 付 金		32,898
	1 交 付 金	32,898

3 使用料及び手数料		191,052
	1 使用料	191,052
4 財産収入		1,901
	1 財産運用収入	1,900
	2 財産売払収入	1
5 繰入金		101,807
	1 特別会計繰入金	81,310
	2 基金繰入金	20,497
6 繰越金		9,131
	1 繰越金	9,131
7 諸収入		2,760
	1 預金利子	26
	2 弁償金	1
	3 雑入	2,733
8 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
歳入合計		390,576

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,383
	1 議会費	1,383
2 総務費		335,048
	1 総務管理費	334,709
	2 監査委員費	339
3 事業費		50,244
	1 研修等事業費	50,244
4 積立金		1,900
	1 基金積立金	1,900
5 予備費		2,001
	1 予備費	2,001
歳出合計		390,576

平成 23 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算

平成 23 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,620,118 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		6,677,401
	1 負担金	6,677,401
2 財産収入		131,937
	1 財産運用収入	131,936
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		796,023
	1 基金繰入金	796,023
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		14,756
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	534
	3 雑入	14,221
歳 入 合 計		7,620,118

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		7,365,182
	1 退職手当事業費	7,338,711
	2 繰出金	26,471
2 積立金		131,936
	1 基金積立金	131,936
3 諸支出金		120,000
	1 雑支出	120,000
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出 合 計		7,620,118

平成 23 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算

平成 23 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,523 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		9,098
	1 負担金	9,098
2 財産収入		722
	1 財産運用収入	722
3 繰入金		6,700
	1 基金繰入金	6,700
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	16,523

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		15,801
	1 非常勤職員公務災害補償等事業費	14,729
	2 繰出金	1,072
2 積立金		722
	1 基金積立金	722
歳 出	合 計	16,523

平成 23 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算

平成 23 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,605,689 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		899,521
	1 負 担 金	899,521
2 交 付 金		696,000
	1 交 付 金	696,000
3 財 産 収 入		9,943
	1 財産運用収入	9,942
	2 財産売払収入	1
4 繰 入 金		1
	1 基金繰入金	1
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		223
	1 預金利子	222
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		1,605,689

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		1,595,746
	1 消防団員等事業費	1,579,128
	2 繰 出 金	16,618
2 積 立 金		9,942
	1 基金積立金	9,942
3 諸 支 出 金		1
	1 雑 支 出	1
歳 出 合 計		1,605,689

平成 23 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算

平成 23 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 41,546 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		893
	1 負担金	893
2 財産収入		10,650
	1 財産運用収入	10,649
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	41,546

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		30,896
	1 消防賞じゅつ金費	30,717
	2 繰出金	179
2 積立金		10,649
	1 基金積立金	10,649
3 諸支出金		1
	1 雑支出	1
歳 出	合 計	41,546

平成 23 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算

平成 23 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,360,994 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 会 費 収 入		624,000
	1 会費収入	624,000
2 財 産 収 入		61,021
	1 財産運用収入	61,020
	2 財産売却収入	1
3 繰 入 金		675,969
	1 基金繰入金	675,969
4 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
5 諸 収 入		3
	1 預金利子	1
	2 雑 入	2
歳 入 合 計		1,360,994

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		729,374
	1 交通災害共済事業費	692,404
	2 繰出金	36,970
2 積 立 金		631,020
	1 基金積立金	631,020
3 諸 支 出 金		100
	1 雑 支 出	100
4 予 備 費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		1,360,994